

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成27年度第1回会議
開催日時	平成27年5月29日（金曜日）午後1時30分から3時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長、山田委員、野上委員、石井委員、小藤田委員 事務局：飯島企画部長、小関企画政策課長、南企画部主幹、近藤主査、神保主査
議題	議題1 西東京市使用料・手数料等の適正化について（諮問） 議題2 平成27年度使用料等審議会について 議題3 受益者負担の基本的な考え方 議題4 受益者負担の割合 議題5 その他
会議資料の名称	資料1 平成27年度使用料等審議会について 資料2 受益者負担の基本的な考え方 資料3 受益者負担の割合 参考資料 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（改定版）
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
<u>議題1 西東京市使用料・手数料等の適正化について（諮問）</u> 市長より諮問 <u>議題2 平成27年度使用料等審議会について</u> 事務局が資料1に沿って説明 <u>議題3 受益者負担の基本的な考え方</u> 事務局が資料2と参考資料に沿って説明 ○委員： 現在の基本的な考え方や受益者負担の根拠は、非常に分かりやすい。 他自治体において「施設の利用は選択的で私益性が高いとの判断から、すべて受益者の負担」というのは、100パーセント受益者負担ということか。 ○事務局： 法律により受益者負担を求めることができない場合を除き、100パーセント受益者負担である。 ○委員： 基本方針を改定した平成19年度当時から、受益者負担を求めることができなくなったなどの法改正はないか。 ○事務局： ないと認識している。	

○委員：

基本方針改定当時から、行財政改革大綱における市のスタンスや、財政状況など市の置かれている環境に大きな変化はあるか。

○事務局：行財政改革のスタンスに大きな変更はない。財政状況については、健全性を保っているものの、当時と比較して義務的経費が増大し、財政の硬直化は進んでいる。

○委員：

基本方針3ページ1（3）「原価の削減とサービス向上のための内部努力」について、施設とサービスに大別して、これまでの具体的な取組みは。

○事務局：

施設についての内部努力では、指定管理者制度等を活用することで経費を削減している。効果は一定程度上がっており、今後も推進していく。

サービスについての内部努力では、例えば、正規職員が担う必要のない事務については嘱託職員を配置することで、人件費の削減に努めており、これからも継続実施する。

○委員：

その効果について、具体的な資料を提出していただきたい。

○事務局：

次回、行財政改革による経費削減効果についての資料を提出する。

行財政改革による経費圧縮と並行して、民間活力の活用により市民サービスの質を向上することが可能になった。例えば、保育園については、民間委託により利用時間を長くすることができている。

○委員：

市の方向性としては、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」のように、施設運営を民間委託し、その事業者が利用料金へ転嫁する方向なのか。それとも公民館のように、現在は無料となっている施設を、市の直営のまま、受益者負担として有料化する方向なのか。

公民館は、高齢者の利用が多く、外出する機会にもなっている。建物や備品は老朽化しており、維持管理経費もかかると思うが。

○事務局：

個別具体の施設については、それぞれの特性に応じて判断を行う必要がある。特定の人が特定のサービスを享受する場合に、受益者負担がどうあるべきなのか、原則的な考え方について、ご意見を伺いたい。

「きらっと」については、地方自治法の改正により、指定管理者への委任が可能になった。市条例による利用料金の上限額が適用され、指定管理者は企業努力により利用料を減額することは可能である。

○委員：

基本方針改定当時から、指定管理者制度を導入した施設、利用料金制を導入した施設はあるか。また、先ほどの内部努力について、市民の利用満足度は、どのように把握しているのか。

○事務局：

指定管理者制度を導入した施設については、文化施設では「保谷こもれびホール」が挙げられる。スポーツ施設では、全ての施設に指定管理を導入している。体育施設では、全施設をまとめて1つの指定管理者へ委任している。地区会館では、地域の方で構成される運営協議会に指定管理を委任しているところがある。今年度は「西東京いこいの森公園」の一部について、指定管理者制度導入の検討を始めた。

利用料金制を導入した施設については、文化施設、スポーツ施設で、施設使用料を指定管理者が収入して運営している。

市民の利用満足度については、モニタリングを適切に行う必要があり、今年度、指定管理の運用指針を見直す。今後、個別の施設所管課と調整を行い、見直しに向けた検討を行う予定である。

○委員：

基本方針改定当時から今までの間に、市民の利用満足度をどのように反映してきたのか。

○事務局：

施設全体に関する利用者アンケートは実施していないが、施設ごとの利用者アンケートはどの施設でも必ず行っており、その結果は、指定管理者募集の際の仕様書へ反映することで、翌年度の事業へ活かしている。

○委員：

利用者アンケートでは、どのような要望があるのか。

○事務局：

利用料についてよりも、事業の内容に対する要望が多い。例えば、文化施設では、クラシック音楽ではなく、若者向けの音楽のコンサートを開催してほしいなどである。

○委員：

市民は、現状の利用料金に満足しているとも言える。

○事務局：

そういう見方もできる。

○委員：

次回、事務局に用意頂きたい資料は2つである。

1つ目は、基本方針改定当時と比較し、施設の運営形態を直営から民間委託化したことによる効果額である。

2つ目は、合併特例債を活用し建設した施設についての検討事項である。合併特例債のおかげで、良質な施設を低い利用料に設定することができたが、今後、修繕などの課題が出てくると考えられる。これは、次回検討する原価計算にも影響する。

旧田無市・旧保谷市の合併時に、2市の利用料の安い方の基準に合わせて料金設定したわけだが、今回の見直しにより、適正な価格かどうかを検討したい。

○委員：

公民館をよく利用しているが、公民館にそれほど多くの職員が必要とは思えない。人件費を理由に、施設利用の有料化は納得しかねる。

○事務局：

公民館は、本来は部屋貸し施設ではなく、生涯学習のための事業を提供する場であり、職員はその事業を検討している。また、職員は、市の正規職員ではなく、専門知識のある地域の方を嘱託職員として採用することで、施設運営費を削減している。

資料は、次回用意させていただく。

議題4 受益者負担の割合

事務局が資料3に沿って説明

○委員：

現状の受益者負担の4区分についてと、サービス分類についてご意見はあるか。

○委員：

現状の受益者負担の4区分については、非常に合理的だと思う。

負担割合については、国の公共事業の評価でよく用いられるWTPという手法で、受益者へコストを明示し、受益者が利用料をどのくらい支払いたいか、アンケートをする方法もある。今回は、スケジュール的にアンケートを行うのは難しいと思うが。西東京市では、市政モニターは導入しているのか。

○事務局：

今年度から、市政モニターの導入に向け検討中である。

○委員：

受益者負担割合については、同種施設であっても、場所や広さなどで、その割合が変わることがあるのか。

サービスの分類については、立地条件がいいなど、人気が高い施設とそうでない施設があると思うので、現状の2つの基準に追加して、需要と供給の視点を加えてもよいのではないかと。ただし、需要と供給をどう図るかが難しいと思う。

○事務局：

同種施設は、同じ受益者負担区分に属し、受益者の負担割合は同一だが、原価計算を施設単位で行っているため、利用料は異なる。

施設使用料は、旧田無市・旧保谷市の合併時に2市の利用料の安い方の基準に合わせて

て設定したため、施設に要する経費と利用料金に乖離が生じているが、これまで利用料金の激変に配慮しながら、見直しを行ってきた経緯がある。

○委員：

施設稼働率の視点を加えてもよいのではないか。

サービスの分類基準の「市場的・非市場的」について、例えばスポーツ施設は民間でも供給されるので、「市場的」になるが、利用者の居住場所により、民間から供給されやすい・されにくいが生じる。同一区分に属する施設であっても、立地条件を原価計算に反映したらよいと思うが、どう考慮できるかが難しい。

○事務局：

例えば駐車場の料金設定については、原価計算をしたうえで、民業の圧迫にならないよう、周辺の民間駐車場相場も勘案し、決定している。このように、原価計算結果をそのまま料金に設定しておらず、原価計算後に、市民生活への影響や、近隣類似施設の相場、民業圧迫、立地条件などを勘案して、料金を決定している。機械的に行う原価計算の仕組み自体に、立地条件を組み込むことは難しい。

○委員：

原価計算上では安い利用料で提供できる結果になっても、民間より料金を安くすると民業圧迫になるし、民間と同じ料金にすると公共施設なのになぜ高いのかという意見も出るだろう。先ほどの施設稼働率や、立地条件も考えると、料金設定は非常に難しい。

○委員：

現状の受益者負担の4区分は、非常に分かりやすい。

それぞれの区分に幅を持たせているが、割合はどのように決定しているのか。また、市場性・選択性の濃淡の差により「実態に沿った運用」とは、どういうことか。

○事務局：

料金設定にあたっては、民業圧迫にならないことや近隣類似施設の料金を勘案する必要がある。機械的に行う原価計算結果をそのまま料金に設定することは難しい。他市のように、割合を一律に固定した区分に、具体の施設を当てはめていくのは難しいと考え、それぞれの区分に幅を持たせている。

○委員：

原価計算と併せて、提供するサービスの水準を勘案する必要がある。「安かろう悪かろう」のように、料金が安ければ満足してもらえないわけではない。

有料施設を、無料にしたことにより、荒廃が進んだ実例がある。ある文化財庭園を一時無料で開放したことがあったが、荒廃が進んだことから、施設を維持し、後世に残すために、現在は有料に戻している。

○委員：

施設の維持のためにも、将来必要になる修繕費を原価計算に反映する必要があるのではないか。修繕費を引当金として計上するのか、現金で計上するかも含めて、次回の原

価計算で検討したい。

○委員：

市民利用と市民以外の利用では、施設利用に制限があるなどの違いはあるのか。また、将来の利用年齢層も考慮する必要がある。

○事務局：

施設予約について、市民に優先利用を設定する施設もある。当市は、人口推計によると人口自体は減少しないが、構成は高齢化が進むとなっている。

○委員：

料金設定は、市民利用を安くしているのか、市民以外の利用を高くしているのか。市民以外の利用について、受益の限度を超えて、料金設定していることはあるのか。

○事務局：

市民利用と市民以外の利用を問わず、受益の限度を超えて料金設定している施設はない。市民と市民以外の利用のどちらに軸を置いて料金設定しているかは、次回資料を用意する。

○委員：

受益者負担の4区分と、それぞれの区分に幅を持たせるという基本的な考え方については、現行のとおりでよいという意見でよろしいか。

合併特例債を活用して建設した施設は、市の財政負担が軽くなっているため、質の高い施設でも利用料は安いと思われる。原価計算を算出する費目に、将来必要となる修繕費を含めてもよいのではないか。次回、原価計算での検討としたい。

議題5 その他

○委員：

その他の議題はあるか。

○事務局：

今回は、今回ご要望いただいた資料と、原価計算と施設使用料の減免について議論いただきたい。日程については、7月下旬の予定とし、別途調整させていただく。

○委員：

他になければ、これで平成27年度第1回審議会を終了する。

以上